

規制影響分析書要旨

規制の名称	臨床修練制度の見直し及び臨床教授等制度の創設について	
主管部局・課室	医政局医事課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成26年2月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>医療に関する知識や技能を修得することを目的として来日した外国の医師・歯科医師・看護師等については、その目的を十分に達成することができるよう、厚生労働大臣の許可を受けて、一定の条件の下、特例的に医療行為を行うことが認められる仕組み（臨床修練制度）が設けられています。</p> <p>臨床修練制度については、「手続が煩雑」、「要件が厳し過ぎる」等の指摘があることから、外国の医師等を受け入れることができる機関を「病院」から「病院又は診療所」に拡大すること、指導医の厚生労働大臣による認定制度を廃止して受入病院等が指導医を選任する仕組みへと改めること等の要件の緩和を行います。</p> <p>一方、国としても、引き続き、臨床修練制度の適切な実施について一定の責任を担う必要があることから、厚生労働大臣の事後的な関与として、受入病院に対し、受入れの状況に関し報告させ、又はその職員に、受入病院に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとします。</p> <p>また、医療に関する知識や技能を修得することを目的として来日した外国の医師・歯科医師・看護師等ではなく、医療分野における国際化の進展に鑑み、日本の医師等に対して知識や技能を教えに来る外国の医師及び歯科医師についても、厚生労働大臣の許可を受けて、一定の条件の下、特例的に医療行為を行うことを認める仕組み（臨床教授等制度）を設けることとします。</p> <p>臨床教授等制度においては、外国の医師及び歯科医師の受入れ業務を統括管理する者として、受入病院は一定の要件を満たす実施責任者を選任しなければならないこととし、実施責任者が一定の要件に該当したときは、この実施責任者を解任しなければならないこととします。</p> <p>臨床修練制度の場合と同様、国として、臨床教授等制度の適切な実施について一定の責任を担う必要があることから、厚生労働大臣の事後的な関与として、受入病院に対し、受入れの状況に関し報告させ、又はその職員に、受入病院に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとします。</p>	
	(根拠条文)	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)第21条の4、第21条の5から第21条の9 ※ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案により、上記条項を新設。
想定される代替案	臨床修練制度及び臨床教授等制度に関して、受入病院に対する報告聴取及び立入検査の規定を設けますが、臨床教授等制度において、実施責任者が日本の医師免許又は歯科医師免許を取り消された場合等、実施責任者を継続することが明らかに不適当な場合であっても、法律上、受入病院がその実施責任者を解任することまでは義務付けないこととします。	

想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<p>臨床修練制度及び臨床教授等制度による外国の医師等の受入病院には、厚生労働大臣から報告徴収や立入検査を受ける可能性が生じます。しかし、報告徴収や立入検査は、外国の医師等の受入れを適正に行っていない疑いがある場合にのみ実施されることになるため、事実上、受入病院にとって大きな負担にはならないものと考えます。</p> <p>臨床教授等制度の実施責任者が日本の医師免許又は歯科医師免許を取り消された場合等、明らかに不適切な場合には、受入病院に、この実施責任者を解任して、新たな実施責任者を選任する費用が発生します。</p>	<p>臨床修練制度及び臨床教授等制度による外国の医師等の受入病院には、厚生労働大臣から報告徴収や立入検査を受ける可能性が生じます。しかし、報告徴収や立入検査は、外国の医師等の受入れを適正に行っていない疑いがある場合にのみ実施されることになるため、事実上、受入病院にとって大きな負担にはならないものと考えます。</p> <p>臨床教授等制度の実施責任者が日本の医師免許又は歯科医師免許を取り消された場合等、明らかに不適切な場合には、受入病院が任意でこの実施責任者を解任し、新たな実施責任者を選任する場合にのみ費用が発生します。</p>
(行政費用)	受入病院に対する報告徴収や立入検査の事務が発生します。	受入病院に対する報告徴収や立入検査の事務が発生します。
(その他の社会的費用)	特段の社会的費用は発生しません。	特段の社会的費用は発生しません。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(国民への便益)	<p>受入病院に対する報告徴収や立入検査の規制を設けることにより、外国の医師等の受入れについて適正な運営を担保することができるため、医療安全が確保されます。</p> <p>臨床教授等制度の実施責任者が明らかに不適切な場合に、この実施責任者を解任して、新たな実施責任者を選任しなければならぬものとするにより、受入病院による受入れ業務の適切な運営が確保されます。</p>	<p>受入病院に対する報告徴収や立入検査の規制を設けることにより、外国の医師等の受入れについて適正な運営を担保することができるため、医療安全が確保されます。</p>
(医療関係者への便益)	受入病院に対する報告徴収や立入検査の規制を設けることにより、外国の医師等の受入れについて適正な運営を担保することができるため、来日する外国の医師等にとってもメリットになります。	受入病院に対する報告徴収や立入検査の規制を設けることにより、外国の医師等の受入れについて適正な運営を担保することができるため、来日する外国の医師等にとってもメリットになります。

分析結果	<p>本規制は、代替案に比べ、臨床教授等制度の実施責任者が明らかに不適当な場合に、受入病院がこの実施責任者を解任しなければならぬ負担が発生しますが、これにより、受入病院による受入れ業務の適切な運営が確保される便益の方が大きいものと考えます。</p> <p>このことから、本規制は代替案よりも優れていると考えます。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>「医療法等改正に関する意見」(平成25年12月27日社会保障審議会医療部会)において、「医療の分野においても、産業の国際競争力を強化し、医療の質の向上に貢献していくためにも、外国医師等の臨床修練制度について、許可の有効年限の弾力化、厚生労働大臣による指導医認定制度の廃止等の手続・要件の簡素化を図るべき」、「臨床修練に加えて、教授・臨床研究を目的として来日する外国の医師及び歯科医師について、当該外国の医師及び歯科医師や受入病院が一定の要件を満たす場合には、診療を行うことを認めることとすべき」とされています。</p>
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>この制度が施行された後、臨床修練制度及び臨床教授等制度による受入れの実施状況等を検証した上で、必要に応じて本規制の見直しを行います。</p>
備考	<p>—</p>